

公立学校職員の特種勤務手当に関する規則 新旧対照表

改 正 案		現 行	
(略)		(略)	
<p>第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとし、同項の教育委員会が定める職員は、同表に掲げる主任等の担当する校務を整理する主幹教諭とする。</p>		<p>第六条の二 条例第十条の七第一項の教育委員会の定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p> <p>とする。</p>	
(略)		(略)	

改正案	現行
<p>(学校経営計画)                      第十一条の五 (略)</p>	<p>(学校経営計画)                      第十一条の五 (略)</p>
<p>(自己評価)                      第十一条の六 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、別に定めるところにより、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>2 校長は、毎学年、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、別に定めるところにより、点検及び評価し、その結果を公表するものとする。</p>
<p>(学校関係者評価)                      第十一条の七 校長は、別に定めるところにより、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の幼児、児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者(当該学校の職員を除く。 ) による評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(評価結果の報告)                      第十一条の八 校長は、前二条の規定により行つた評価の結果を、委員会に報告するものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(学校情報の提供)                      第十一条の九 (略)</p>	<p>(学校情報の提供)                      第十一条の六 (略)</p>

第三章 職員管理

(副校長等)

第十一条の十 委員会が必要と認める学校には、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。

4 指導教諭は、幼児、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(校長の職務代理等)

第十一条の十一 校長は、学校に二人以上の副校長がある場合において、校長に事故があるときその職務を代理し、又は校長が欠けたときその職務を行う副校長の順序をあらかじめ定め、教育長に報告しなければならない。

2 校長は、学校に二人以上の教頭がある場合において、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときその職務を代理し、又は校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときその職務を行う教頭の順序をあらかじめ定め、教育長に報告しなければならない。

第三章 職員管理

(新設)

(校長の職務代理等)

第十一条の七 校長は、学校に二人以上の教頭がある場合において、校長に事故があるときその職務を代理し、又は校長が欠けたときその職務を行う教頭の順序をあらかじめ定め、教育長に報告しなければならない。

(教務主任等)

第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特別支援学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、別に定める学校及び教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2 前項に規定する教務主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)(の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならぬ。)

3～7 (略)

8 研究主任は、校長の監督を受け、学習指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

9～12 (略)

(学科主任等)

第十二条の三 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。ただし、別に定める学校並びに学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校及び農場長の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2 前項に規定する学科主任及び農場長は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。

(教務主任等)

第十二条の二 学校には、教務主任(専攻科に置くものを含む。)、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、司書教諭、研究主任(中学校に限る。)、総務主任(高等学校に限る。)、自立活動主任(特別支援学校に限る。)、寮務主任(寄宿舎を設置する学校に限る。)及び舎監(寄宿舎を設置する学校に限る。)(以下「教務主任等」という。)を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 前項に規定する教務主任等は、当該学校の 教諭(保健主事にあつては、養護教諭を含む。)(の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならぬ。)

3～7 (略)

8 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

9 研究主任は、校長の監督を受け、学習指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

10～13 (略)

(学科主任等)

第十二条の三 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置き、農業に関する専門教育を主とする学科を置く学校には、農場長を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 前項に規定する学科主任及び農場長は、当該学校の 教諭の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。

3・4 (略)

(司書教諭)

第十二条の五 学校には、司書教諭を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）（）、指導教諭又は教諭の中から、校長が命じ、委員会に報告しなければならぬ。

3 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

3・4 (略)

(新設)